

○西海市福島地区総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例

平成17年4月1日西海市条例第203号

改正

平成18年9月1日条例第90号

平成26年2月10日条例第2号

平成28年9月28日条例第26号

西海市福島地区総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市福島地区総合交流促進施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第5条及び第8条の規定に基づき、農村の生活環境の整備その他福祉の向上を図るための施設として、西海市福島地区総合交流促進施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西海市福島地区総合交流促進施設
- (2) 位置 西海市大瀬戸町瀬戸福島郷258番地

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、交流施設の管理を法第244条の2第3項の規定及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、この条例の規定（次条に規定する業務にかかる部分に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、この条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、前項の規定により読み替えた第10条の利用料金（以下この項及び次項において「利用料金」という。）は、別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる使用料の額を基準として、利用形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定め、これを指定管理者に納付し、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき行うものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流施設に係る利用の許可その他公園の利用に関する業務
- (2) 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(利用)

第6条 交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、シャワー施設、便所及び炊事棟の利用については、申請書の提出を省略できるものとする。

(行為の制限)

第7条 交流施設内において、次に掲げる行為をする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真及びこれらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 協議会、展示会、集会、写真撮影会その他これらに類する催しのために交流施設の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障がないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

(行為の禁止)

第8条 交流施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 交流施設及び関係施設を損傷し又は汚損すること。
- (2) 土地の形状を変更すること。
- (3) 広告物を掲示し、設置し、又は表示すること及び広告物を掲示する物件を設置すること。
- (4) 立入禁止区域に入ること。
- (5) 駐車場以外への車両等の乗り入れ又は駐車
- (6) たき火又は火気をもて遊ぶこと。
- (7) 立木の伐採又は植物の採取
- (8) 危険な行為又は他人の迷惑となること。
- (9) ごみ、その他の汚物又は廃物の投棄又は放置
- (10) 悪臭の発散又は騒音の発生
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が交流施設の管理上支障があると認める行為

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域及び期間を定めて、交流施設の利用を禁止し又は制限することができる。

- (1) 交流施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき。
- (2) 交流施設に関する工事その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設を利用させないことができる。

- (1) 社会秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症の疾病又は他人に迷惑となる疾患があると認められるとき。

(使用料)

第10条 交流施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1、別表第2又は別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 第14条第3号の規定により許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力により、交流施設を利用することができなくなったとき。
- (3) 利用者がやむを得ない事由により、許可の取消しを願い出たとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の事情により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(転貸又は譲渡等の禁止)

第13条 第6条第1項及び第7条第1項の規定による利用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し及び利用の停止)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 第6条第2項又は第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 第8条又は第10条の規定に違反したとき。
- (3) 市長は、前2号に規定するときのほか、公益上やむを得ない事由がある場合においては、第6条又は第7条の規定による許可を取り消すことができる。この場合において、利用者は、これによって生じた損失について、市長に損失の補償を求めることはできない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、交流施設の利用を終えたとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときには、その利用に係る交流施設の施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認める場合においては、これを免除することができる。

2 前項の規定により原状に回復するために要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により、建物及び附属施設等を損傷し又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大瀬戸町福島地区総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例(平成11年大瀬戸町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月1日条例第90号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月10日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例(第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設等の使用、利用、占有、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第10条関係)

| 有料施設名 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|------------|-------|--------|----|
| 売店、展示室、ホール | 1箇月 | 3,240円 | |
| 研修室 | 1時間 | 320円 | |
| シャワー | 1回 | 100円 | |
| キャンプ広場 | 1日1区画 | 320円 | |

備考

1 使用料の額を算出する基礎となる期間で1箇月を単位としているものは、その期間が1箇月に満たないとき又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、1箇月とする。

2 1時間に満たないときは、これを1時間として計算する。

3 冷暖房施設を利用するときは、1時間当たり100円を使用料に加算する。

別表第2(第10条関係)

| 有料用具名 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|-------|------|--------|----|
| テント | 1日1式 | 1,080円 | |
| 炊飯セット | 1日1式 | 1,080円 | |

備考 テント使用料には、キャンプ広場の1区画の使用料を含むものとする。

別表第3(第10条関係)

| 屋外における行為 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|--------|----|
| 露店その他これに類する行為 | 1人1日又は1平方メートル1日につき | 540円 | |
| 業として行う写真撮影又は望遠鏡の透視施設業 | 1台1箇月につき | 1,620円 | |
| 集会、展示会その他これら | 1平方メートル1日につ | 108円 | |

| | | | |
|--------|-------|--------|--|
| に類する行為 | き | | |
| 興行 | 1日につき | 2,160円 | |

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間で1日を単位としているものは、24時間以内とし、利用時間の多少にかかわらず1日とする。
- 3 使用料の額を算出する基礎となる期間で1箇月を単位としているものは、その期間が1箇月に満たないもの又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、1箇月とする。
- 4 興行、集会、展示会その他これらに類する行為では、入場料に類する料金を徴してはならない。